

本報告において報告者は、環境法原則とされる予防原則の起源と展開を確認し、予防原則の明確化のためにまず取り組むべき問題点を二つ抽出した。それをここで簡潔に述べれば、以下の通りである。

第一に、「科学的不確実性」については(i) 調査(リスク評価)が行われていない(ゆえに科学的に不確実な)場合と(ii) 調査の結果なお科学的不確実性が残る場合(定量的なリスク評価ができない場合を含む)がある。このように区別することで、科学的知見の段階に応じて適切な措置を検討することが可能になる。

第二に、証明責任の議論は大別して三つの意味内容で語られているが、これらは明確に区別して論ずるべきである。すなわち、完全な有害の証明がなくとも規制者に何らかの措置を取ることを認めるという内容は、証明責任の転換ではなく科学的不確実性として捉えるべきである。次に、安全性を証明する責任を被規制者に負わせるという内容は、証明責任の転換といってよいと考えられるが、その実質的内容はあらかじめ定められた「安全とみなされる基準」を満たす情報を被規制者が提出することである。そして情報提出責任は求められる種類の情報を提出するという内容を有するのみで、証明すべき基準などが設けられたものではないことから、証明責任の転換とするのではなく端的に情報提出責任というべきである。そして、科学的不確実性のもと予防原則を適用して何らかの措置を取る場合に、安全性の証明責任を転換するのか情報提出責任を課すのみのか、またはそれらいずれの選択も取らないのかは、規制対象やリスクの大きさに応じ、比例原則に合うように決定されるべき問題である。

欧州の新しい化学物質規制法である REACH 規則においては各制度において科学的不確実性の内容が異なり、その内容に応じて段階的な措置が取られていると理解できる。すなわち、登録制度は上記科学的不確実性(i)の下で事前審査制度および情報提出責任(一部リスク評価の結果を含む)を課し、許可制度においては科学的不確実性(ii)の下で許可制度および安全性の証明責任が課されたとみることができるのである。ただし、登録制度について予防原則の適用の結果と解することについては異論があることも述べた。

報告については、詳細な立法過程やその背景、ECの予防原則理解などにつき御質問をいただき、分析の観点につき有用なコメントを頂いた。また、報告者自身が今後の課題と考えている登録制度の法的根拠についても議論が行われ、重要な示唆を頂き大きな成果を得たと考えている。研究会での成果をもって今後さらに議論を深化させていくことが報告者の課題である。